

別表第1(第2条関係)

(平12規則131・平12規則140・平13規則91・平15規則35・平16規則56・平17規則53・平18規則136・平19規則118・平19規則132・平19規則139・平20規則70・一部改正)

生活関連施設		特定生活関連施設	
1 建築物			
(1)	1 第一種医療施設	<p>イ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院</p> <p>ロ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)</p> <p>ハ 医療法第2条第1項に規定する助産所</p>	すべてのもの
	2 第一種保健福祉施設	<p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設(更生施設、授産施設及び宿所提供施設を除く。)</p> <p>ロ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に限る。)</p> <p>ハ 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条に規定する母子福祉施設</p> <p>ニ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第五条の3に規定する老人福祉施設又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>ホ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設</p> <p>ヘ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設(盲導犬訓練施設及び視聴</p>	

	<p>覚障害者情報提供施設を除く。)</p> <p>ト 福祉センター(地域住民に対し社会福祉その他生活の維持向上のための場を提供する施設をいう。)</p> <p>チ 地域福祉センター(地域における福祉活動の拠点として福祉サービスの提供等を総合的に行う施設をいう。)</p> <p>リ 健康管理センター(診療施設と一体となって保健サービスを総合的に行う施設をいう。)</p> <p>ヌ 地域保健法(昭和22年法律第101号)第18条第1項に規定する市町村保健センター</p> <p>ル 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設</p> <p>ヲ 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされる同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設</p>
<p>3 第一種官公庁施設</p>	<p>イ 県庁、県民局、保健所又は警察署</p> <p>ロ 市役所若しくは町村役場又は支所</p> <p>ハ 税務署、公共職業安定所、社会保険事務所又は法務局</p>
<p>4 文化教養施設</p>	<p>イ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>ロ 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館 同法</p>

		第29条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類する施設	
	5 公益施設	イ 公衆便所 ロ 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第48号)第2条第7項に規定する火葬場	
(2)	1 第二種医療施設	イ 医療法第1条の5第二項に規定する診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。) ロ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の2第1項に規定する施術所 ハ 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第2項に規定する施術所	当該施設の用途に供する部分の面積(建築物にあつては、床面積。以下「用途面積」という。)が100㎡以上のもの
	2 第二種保健福祉施設	イ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第七号に規定する授産施設 ロ 社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保館 ハ 生活保護法第38条第1項に規定する保護施設(更生施設及び授産施設に限る。) ニ 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を除く。)その他これに類するもの ホ 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設 ヘ 身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設(盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。)	

ト 高齢者共同作業場(高齢者に創作活動等を楽しむ場を提供し、生きがいの増進を図る施設をいう。)

チ 心身障害者地域福祉作業所(心身障害者に福祉的就労の場を提供し、併せて作業指導、生活訓練等を行う施設をいう。)

リ 精神障害者共同作業所(精神障害者に作業及び生活訓練の場を提供し、社会適応能力の向上を図り、社会復帰を促進する施設をいう。)

ヌ 障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を行う事業を除く。)を行う施設

ル 障害者自立支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センター

ヲ 障害者自立支援法第5条第22項に規定する福祉ホーム

ワ 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされる同法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設(精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場に限る。)

カ 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされる同法附則第52条の規

		定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第5条第1項に規定する知的障害者援護施設(知的障害者通勤寮を除く。)	
	3 第二種官公庁施設	イ (1)の項3に掲げる施設以外の官公庁施設(他の項に掲げる施設に該当するものを除く。) ロ 第16条各号に掲げる者の事務所	
	4 教育施設	イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の施設 ロ 学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類するものの施設	
	5 集会施設	イ 集会場、公会堂、社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館その他これらに類するもの ロ 研修施設	
(3)	1 興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	用途面積が100㎡以上のもの
	2 遊技施設	まあじやん屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター、カラオケボックス、ビリヤード場その他これらに類するもの	
	3 スポーツ施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場、スキー場、クラブハウス、スポーツ練習場その他これらに類するもの	
	4 物品販売店舗	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	
	5 飲食店舗	食堂、レストラン、喫茶店その他これらに類するもの	
	6 サービス業店舗	イ 理容師法(昭和22年法律第234号)第1条の2第3項に規定する理容所 ロ 美容師法(昭和32年法	

律第163号)第2条第3項
に規定する美容所

ハ 公衆浴場法(昭和23年
法律第139号)第1条第
1項に規定する公衆浴場

ニ クリーニング取次店又は
貸衣装屋

ホ 旅行業法(昭和27年法
律第239号)第2条第
1項に規定する旅行業を営
む店舗

ヘ ガス事業法(昭和29年
法律第51号)第2条第1
項に規定する一般ガス事業
を営む店舗

ト 電気事業法(昭和39年
法律第170号)第2条第
1項第1号に規定する一般
電気事業を営む店舗

チ 電気通信事業法(昭和5
9年法律第86号)第9条
に規定する電気通信回線設
備を設置して電気通信役務
を提供する電気通信事業を
営む店舗

リ 銀行法(昭和56年法律
第59号)第2条第1項に
規定する銀行の店舗

ヌ 長期信用銀行法(昭和2
7年法律第187号)第2
条に規定する長期信用銀行
の店舗

ル 日本銀行法(平成9年法
律第89号)に基づく日本
銀行の店舗

ヲ 信用金庫法(昭和26年
法律第238号)に基づく
信用金庫の店舗

ワ 労働金庫法(昭和28年
法律第227号)に基づく
労働金庫の店舗

カ 農林中央金庫法(平成1
3年法律第93号)に基づ
く農林中央金庫の店舗

コ 株式会社商工組合中央金

	<p>庫法(平成19年法律第74号)に基づく株式会社商工組合中央金庫の店舗</p> <p>タ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づく農業協同組合の店舗</p> <p>レ 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する水産業協同組合の店舗</p> <p>ソ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第2号に規定する信用協同組合の店舗</p> <p>ツ 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)に基づく株式会社日本政策金融公庫の店舗</p> <p>ネ 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者の店舗</p> <p>ナ 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋の店舗</p> <p>ラ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第一項に規定する貸金業を営む店舗</p> <p>ム 郵便局株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第2項に規定する郵便局</p> <p>ウ その他これらに類するサービス業を営む店舗</p>
7 宿泊施設	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館業(下宿営業を除く。)を営む施設
8 展示施設	展示場、資料館その他これらに類するもの
9 観光施設	展望所、休憩所又は案内所施設(社寺及び史跡を除く。)
10 自動車車庫	一般の用に供される駐車施設

		(駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊な装置のみを用いるもの(以下この表及び別表第2において「機械式駐車場」という。)を除く。)	
(4)	1 事務所	事務所(他の項に掲げる施設に該当するものを除く。)	用途面積が3,000㎡以上のもの
	2 工場等	工場、研究所、卸売市場その他これらに類するもの	
(5)	1 共同住宅	共同住宅その他これに類するもの	用途面積が2,000㎡以上のもの
	2 寄宿舍	寄宿舍その他これに類するもの	
(6)	公共交通機関の施設	<p>イ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する停車場(建築物に該当するものに限る。)</p> <p>ロ 軌道法施行規則第9条第1項第11号に規定する停留場(建築物に該当するものに限る。)</p> <p>ハ 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナルその他これ類するもの(建築物に該当するものに限る。)</p> <p>ニ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施設(建築物に該当するものに限る。)</p> <p>ホ 空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港の旅客取扱施設(建築物に該当するものに限る。)</p>	すべてのもの
(7)	複数構成施設の共用部分	(1)の項から(6)の項までのうち2以上の項に掲げる施設(以下この表において「構成施設」という。)で構成され	構成施設の用途面積に共用部分の面積を加えた面積が3,000㎡以上のものの当該共用部分

		る施設(共用部分に直接地上へ通ずる出入口を有するものに限る。)の当該共用部分	
2 建築物以外の公共交通機関の施設			
建築物以外の公共交通機関の施設		イ 鉄道事業法第8条第一項に規定する停車場(建築物に該当するものを除く。)ロ 軌道法施行規則第9条第1項第11号に規定する停留場(建築物に該当するものを除く。)ハ 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナルその他これに類するもの(建築物に該当するものを除く。)ニ 港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設(建築物に該当するものを除く。)ホ 空港法第2条に規定する空港の旅客取扱施設(建築物に該当するものを除く。)	すべてのもの
3 道路			
(1)	道路法による道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(専ら自動車の交通の用に供する道路を除く。)	すべてのもの
(2)	開発等により整備される道路	イ 都市計画法第29条の規定による許可を受けてする開発行為に基づく道路ロ 土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項の規定による認可を受けて施行する土地区画整理事業に基づく道路ハ 岡山県土保全条例第5条第1項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく道路	すべてのもの
4 公園等			
(1)	都市公園等	イ 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1	すべてのもの

		項に規定する都市公園 ロ 児童福祉法第40条に規定する児童遊園	
(2)	自然公園等	イ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園 ロ キャンプ場 ハ 社寺又は史跡で一般の観覧の用に供する施設	すべてのもの
(三)	開発等により整備される公園	イ 都市計画法第29条の規定による許可を受けてする開発行為に基づく公園 ロ 土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項の規定による認可を受けて施行する土地区画整理事業に基づく公園 ハ 岡山県土保全条例第5条第1項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく公園	用途面積が2,500㎡以上のもの
(4)	その他公園	イ 動物園又は植物園 ロ 遊園地その他これに類するもの	用途面積が2,500㎡以上のもの
5 路外駐車場			
路外駐車場		駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(都市計画法第4条第2項の都市計画区域内に設置されるもので駐車料金を徴収するもの(機械式駐車場を除く。))に限る。	用途面積が500㎡以上のもの

備考 1の部(2)の項から(5)の項まで並びに4の部(3)の項及び(4)の項について、1の項において2以上の施設種目に該当する施設の用途面積は、当該施設種目に係る用途面積を合計した面積とする。